

各市町村の避難実施要領の構成と内容（富士河口湖町）

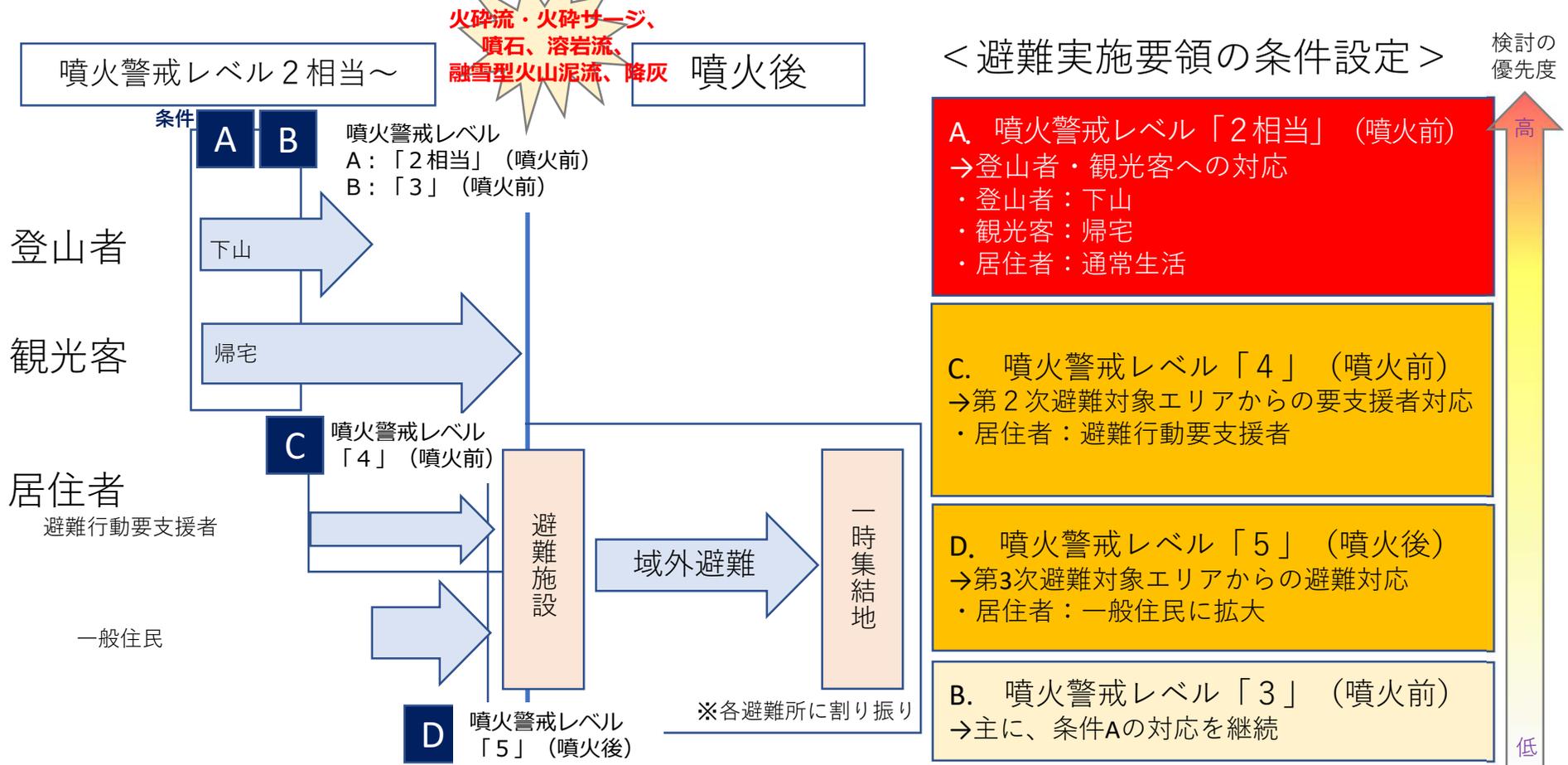
【第1回検討会で市町村が選択した要領】

条件A：噴火警戒レベル「2相当」→一般住民は通常生活。登山者の下山、観光客への帰宅を呼びかけ

条件B：噴火警戒レベル3→一般住民は通常生活。登山者の下山、観光客の帰宅対応を継続

条件C：噴火警戒レベル4→第2次避難対象エリアからの避難行動要支援者の避難

条件D：噴火警戒レベル5→第3次避難対象エリアからの居住者の避難



Aを優先する理由：火山の状況に関する解説情報（臨時）の発表を受け、町として五合目以上の登山者の下山及び噴火時に帰宅困難の可能性のある登山者や観光客に帰宅を呼びかける必要がある。適切な広報対応等を実施できるか否かで、今後の噴火警戒レベル引上げの際の職員負担等も変わっていく可能性が高いと考え、**条件設定Aを優先し要領作成。**

富士河口湖町

条件 A
(噴火警戒レベル 2 相当)

【市町村名 富士河口湖町】避難実施要領【火山名 富士山】		出典・参考	別添資料
発行日時：令和●年●月●日 ●時●分			
1 概要			
<p>令和●年●月●日●時●分、富士山の火山の状況に関する解説情報（臨時）の発表を受け、富士河口湖町として五合目以上の登山者の下山および噴火時に帰宅が困難となる可能性のある観光客の事前帰宅の呼びかけを行う。噴火の可能性があるため町に災害警戒本部を立ち上げ、警戒態勢に入る。</p> <p>本要領に基づく活動の開始時、完了時には必ず、協力機関より町への実施報告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●●●は、富士山五合目にて登山客へ下山を呼びかける。五合目からの下山が確認でき次第、町観光課へ電話連絡する。 			
2 火山現象の状況			
①時期	令和●年●月●日 ●時●分（気象庁により富士山の火山の状況に関する解説情報（臨時）の発表）		
②場所	火口の特定前		
③避難に際して警戒すべき火山現象（噴火により想定される火山現象）	<ul style="list-style-type: none"> 避難に際して警戒すべき火山現象：火山性地震 噴火により想定される火山現象：なし 		
④火山現象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 火山性地震の増加 		
⑤時期による特性	<ul style="list-style-type: none"> 登山客、観光客が多い。 		
⑥気象の状況			
⑦予測される影響	<ul style="list-style-type: none"> 情報の混乱 		
⑧防災上の留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> 情報の混乱 		
3 避難の対象者・誘導方針			
①避難誘導の方針	<p>噴火により危険の高い山体（五合目以上）登山者の下山および噴火時に帰宅が困難となる可能性のある観光客の事前帰宅の呼びかけ</p>		
②避難対象地域・避難対象者	<p>□避難対象地域：富士山火山防災対策協議会で定めた申し合わせ書に基づく注意喚起（五合目以上の登山自粛）</p> <p>□避難対象者：五合目以上の登山者および麓の観光客</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者：通常生活を継続 一般住民：通常生活を継続 観光客：帰宅 登山者：五合目以上からの下山 		
③避難対象者数	登山者：約8000名（富士山全体 最大）		
④避難誘導先	<p>登山者：山体 →（徒歩）→ 五合目 →（自家用車・バス）→ 中央公民館※ → 帰宅（域外）</p> <p>※公共交通機関の無い時間帯には一時避難所として開設</p> <p>観光客：それぞれの手段により帰宅</p>		
⑤避難行動要支援者への対応			
⑥避難開始時期	発行日時を参照 → 火山の状況に関する解説情報（臨時）発表時		
⑦避難完了日時（予定）			

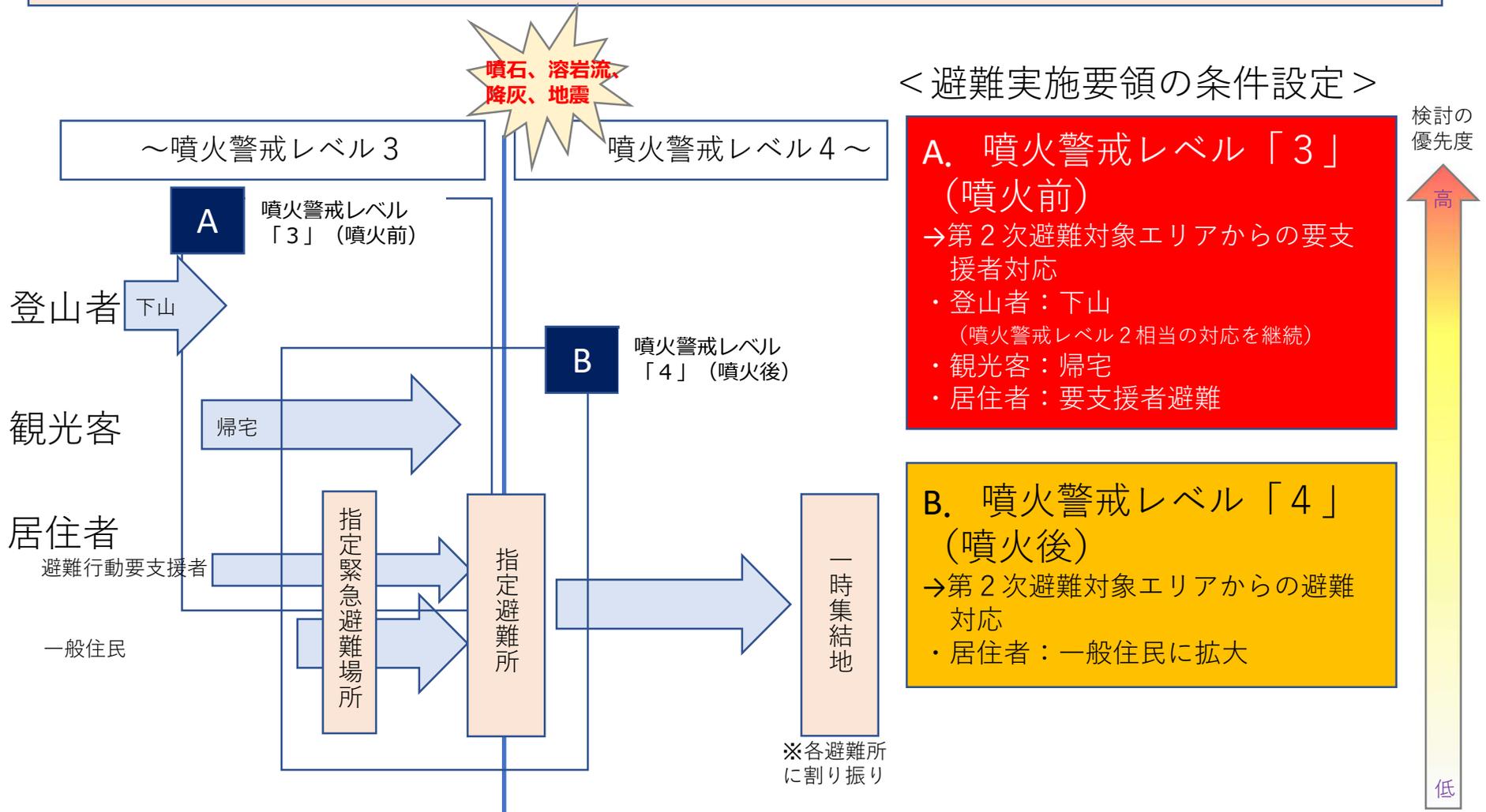
富士河口湖町

条件 A
(噴火警戒レベル 2 相当)

4 関係機関の措置等			
①措置の概要 (関係機関の措置及び職員の派遣先等)	富士山火山防災対策協議会への派遣；地域防災課 中央公民館；生涯学習課職員 避難所（域内） 開設主体：富士河口湖町 運営主体：富士河口湖町 ※所管課：生涯学習課		
②連絡調整先	富士河口湖町観光防災の手引きに定める、基本連絡体制（別添 1 参照）	富士河口湖町観光防災の手引き P12	別添 1
5 避難対象者の行動（基本事項）			
①避難対象者に求める対応	<input type="checkbox"/> 自転車等の利用：抑制する <input type="checkbox"/> 自家用車の利用：推奨する（それぞれの手段により帰宅）		
②避難手段	<input type="checkbox"/> バス：県を通じて要請（●●人程度の搬送） <input type="checkbox"/> タクシー：県を通じて要請（避難行動要支援者●●人程度の搬送） <input type="checkbox"/> 公用車：使用しない		
③避難時の留意事項	正確な情報の入手方法を促す。		
④残留者・行方不明者等への対応協力	スバルライン自主防災協議会に依頼する。		
6 情報の収集・伝達			
①情報の収集	各課より関係機関等に連絡し、収集した情報を災害警戒本部で整理する。 ・火山に関する情報：火山専門家、国、山梨県；地域防災課 ・登山者の情報：五合目以上の観光事業者；観光課 ・宿泊者の状況・富士山利用状況：ホテル・旅館等の観光事業者；観光課 ・交通情報：鉄道事業者、バス事業者、高速道路事業者；都市整備課・観光課		
②避難実施要領の避難対象者への伝達方法	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者：避難支援等関係者（名簿保有団体）、民生委員 <input type="checkbox"/> 一般住民：防災行政無線・広報車・町ホームページ・防災メール・緊急速報メール・自主防災組織・消防団 <input type="checkbox"/> 観光客：防災行政無線・町ホームページ・防災アプリ・事業者（町観光連盟） <input type="checkbox"/> 登山者：県警察（登山届に記載）・町ホームページ・防災アプリ		
③避難実施要領の伝達先	火山防災協議会関係機関・観光連盟・その他（交通事業者）		
④職員間の連絡手段	※職員間の連絡網を活用		
⑤協力会社・協定機関	※連絡先あり（別添 2 参照） 輸送、避難所開設	関係機関連絡先	別添 2
⑥記者発表の対応	火山防災協議会と統一した情報発信		
7 避難実施市町村の防災体制			
①職員の動員体制	火山の状況に関する解説情報（臨時）の発表を受け、第 1 次非常配備体制に移行		
②災害警戒本部	富士河口湖町長を本部長とする災害警戒本部を、本庁舎 2 階に設置		

各市町村の避難実施要領の構成と内容（富士吉田市）

【第1回検討会で市町村が選択した要領】
 条件A：噴火警戒レベル3→避難行動要支援者を、第2次避難対象エリア外に避難誘導。
 条件B：噴火警戒レベル4→第2次避難対象エリア内の避難対象者を一般住民にまで拡大。



Aを優先する理由：噴火警戒レベル3への引上げ時には登山者、観光客、避難行動要支援者といった、避難に支援を要する方への市の対応が求められる。市による主体的な対応（帰宅の支援、名簿を用いた要支援者支援）が必要であり現行計画にない具体的な措置を決める必要があると考え、**条件設定Aを優先し要領作成。**

富士吉田市

条件 A (噴火警戒レベル3)

【市町村名 富士吉田市】 避難実施要領 【火山名 富士山】		出典・参考	別添資料
<p>発出日時：令和●年●月●日 ●時●分</p> <p>1 概要</p> <p>令和●年●月●日●時●分、富士山の噴火警戒レベルが、「3」に引き上げられたことを受け、富士吉田市として避難対象地域内の避難行動要支援者等に対して、富士山噴火の発生に備えて第2次避難対象エリア内からの避難誘導を行う。</p> <p>本要領に基づく活動の開始時、完了時には必ず、協力機関より所管課への実施報告を行う。</p>			
<p>2 火山現象の状況</p> <p>①時期 令和●年●月●日 ●時●分（気象庁により、噴火警戒レベル「3」に引上げ）</p> <p>②場所 火口の 特定前</p> <p>③避難に際して警戒すべき火山現象（噴火により想定される火山現象） <input type="checkbox"/>避難に際して警戒すべき火山現象：降灰、溶岩流 <input type="checkbox"/>噴火により想定される火山現象：降灰、小さな噴石、大きな噴石、溶岩流、その他（地震）</p> <p>④火山現象の状況 火山性地震が発生している。</p> <p>⑤時期による特性 ※①～③次第</p> <p>⑥気象の状況</p> <p>⑦予測される影響</p> <p>⑧防災上の留意事項等</p>			
<p>3 避難の対象者・誘導方針</p> <p>①避難誘導の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1次避難対象エリアの登山者と、第2次避難対象エリアの避難行動要支援者及び観光客を避難誘導の対象とする。 ・避難支援関係者には避難行動要支援者名簿をもとに地区の要支援者宅を訪問して自主避難を促すよう依頼し、指定緊急避難場所に集合させる。もしくは自家用車などで第2次避難対象エリア外の指定避難所へ避難誘導する。 			
<p>②避難対象地域・避難対象者</p> <p><input type="checkbox"/>避難対象地域：富士吉田市富士山火山避難計画に定める、避難対象エリア内（第1次+第2次）（別添1参照）</p> <p><input type="checkbox"/>避難対象者：</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1次避難対象エリア：登山者 第2次避難対象エリア：観光客、避難行動要支援者・避難支援関係者 ・登山者：下山 ・観光客：帰宅 ・避難行動要支援者：避難（域内） ※避難支援関係者と同行し避難 ・一般住民：避難準備 		富士山ハザードマップ (富士吉田市独自想定)	別添 1
<p>③避難対象者数</p> <p><input type="checkbox"/>登山者：2,580名（一日平均）（土日曜：4,000～6,000人（一日平均））（別添2参照）</p> <p><input type="checkbox"/>観光客：18,600名（一日平均）（別添2参照）</p> <p><input type="checkbox"/>避難行動要支援者：575名（第2次避難対象エリア内の公表の同意がとれている方のみ）（別添3参照）</p> <p><input type="checkbox"/>一般住民（避難支援関係者）：480名（別添3参照）</p>		登山者・観光客数 避難対象者数	別添 2 別添 3
<p>④避難誘導先</p> <p><input type="checkbox"/>一時集合場所：第2次避難対象エリア内の指定緊急避難場所（地区会館等） ※（ ）は収容可能人数（別添4参照）</p> <p>新屋地区→新屋会館（87名）、市立第5保育園（173名）、富士山アリーナ（616名）</p> <p>鐘山地区→鐘山総合スポーツセンター（1,243名） 大明見地区→大明見会館（106名）</p> <p>上宿地区→上宿会館（79名） 中宿地区→上吉田コミュニティセンター（604名） 下宿地区→下宿会館（71名）</p> <p>中曽根地区→中曽根会館（46名）、市立第6保育園（153名） 松山地区→松山会館（95名）、市立第4保育園（392名）</p> <p>御茶屋町地区→御茶屋町会館（49名） 赤坂地区→赤坂会館（47名）</p> <p><input type="checkbox"/>避難所：第2次避難対象エリア外の指定緊急避難場所（要支援者の避難先として、施設要件（畳、床の間）等を考慮）（別添5参照）</p> <p>上宿、松山、赤坂地区→下吉田コミュニティセンター（328名）、竜ヶ丘会館（103名）、旭町会館（72名）、浅間町会館（75名）</p> <p>新屋、鐘山地区→東町会館（79名）、富士見町会館（95名）</p> <p>中宿、下宿、中曽根、御茶屋、大明見地区→小明見会館（94名）、向原会館（84名）、上暮地コミュニティセンター（186名）、寿町会館（75名）、白糸町会館（54名）</p>		一時集合場所一覧表 避難所（第2次避難対象エリア外）一覧表	別添 4 別添 5

富士吉田市

条件A（噴火警戒レベル3）

⑤避難行動要支援者への対応	自主防災組織、民生委員へあらかじめ配布している名簿をもとに、支援を依頼する。 ・第2次避難対象エリア内の介護サービス事業所への電話連絡：健康長寿課（別添6参照） 障がい福祉サービス事業所への電話連絡：福祉課 ・民生委員、自主防災会等避難支援関係者への電話連絡：安全対策課、福祉課、健康長寿課（別添7参照）	介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所 連絡先一覧 避難支援関係者 連絡先一覧	別添6 別添7
⑥避難開始時期	発出日時を参照		
⑦避難完了日時（予定）	発出日時から5時間以内に避難所（域内）への収容を完了予定		
4 関係機関の措置等			
①措置の概要 （関係機関の措置及び職員の派遣先等）	<input type="checkbox"/> 一時集合場所 開設主体：自治会、自主防災会 運営主体：自治会、自主防災会 ※所管課：市民協働推進課、安全対策課 <input type="checkbox"/> 避難所（域内） 開設主体：富士吉田市 運営主体：富士吉田市 ※所管課：市民協働推進課 <input type="checkbox"/> 避難経路：（別添8参照）	富士吉田市内避難路マップ 山梨県内広域避難概要マップ	別添8
②連絡調整先	富士吉田市地域防災計画に定める、防災関係機関及び連絡先一覧（別添9参照）	防災関係機関及び連絡先一覧	別添9
5 避難対象者の行動			
①避難対象者に求める対応	<input type="checkbox"/> 自転車等の利用：原則として禁止する <input type="checkbox"/> 自家用車の利用：原則として禁止する <input type="checkbox"/> その他（防災備蓄品、常備薬、日用品等の携行）		
②避難手段	・自宅から指定緊急避難場所（各地区の会館等）へは徒歩で移動。 ・指定緊急避難場所から避難所へは、避難支援関係者の用意する自家用車、徒歩等で移動。		
③避難時の留意事項			
④残留者・行方不明者等への対応協力	市消防団、警察等に協力を依頼する。		
6 情報伝達			
①避難実施要領の避難対象者への伝達方法	【観光客】 ・一財 ふじよしだ観光振興サービスを通じて観光客への早期帰宅を呼びかける。 ・緊急速報メールを送信し、観光客の早期帰宅を呼びかける。 ※市内の宿泊施設・観光施設に噴火警戒レベル3の段階での早期帰宅の呼びかけを依頼する。呼びかけ手段は屋外・館内放送 【居住者】 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者：防災行政無線、CATVテロップ、富士吉田市安心安全メール（登録者のみ）、富士吉田市防災アプリ（登録者のみ） <input type="checkbox"/> 一般住民：上記と同様 <input type="checkbox"/> 要配慮者利用施設：避難確保計画に基づく対応を呼びかける。		
②避難実施要領の伝達先	火山防災協議会関係機関、観光協会、山小屋、五合目売店等の事業者		
③職員間の連絡手段	災害出動指令系統図（連絡網）を活用する。		
④協力会社・協定機関			
⑤記者発表の対応			
7 避難実施市町村の防災体制			
①職員の動員体制	噴火警戒レベル「3」の引上げに伴い、第3配備体制に移行（B配備体制による避難所開設）		
②災害対策本部	富士吉田市長を本部長とする災害対策本部を、本庁舎に設置		

各市町村の避難実施要領の構成と内容（山中湖村）

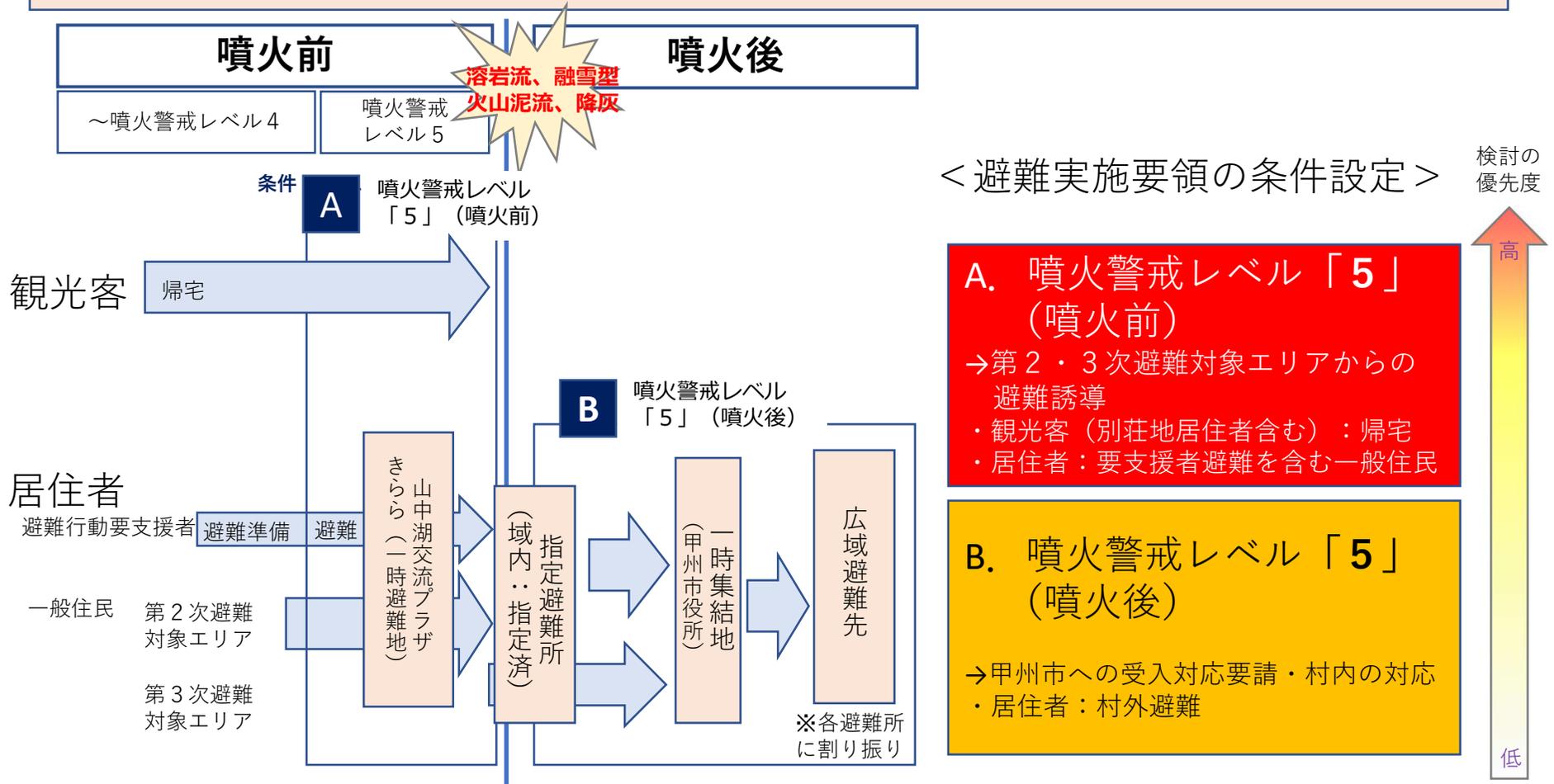
【第1回検討会で市町村が選択した要領】

条件A：噴火警戒レベル5（噴火前）→第2・3次避難対象エリアの避難誘導

（第2次避難対象エリアの一般住民の避難、第3次避難対象エリアの要支援者避難の対応が中心）

条件B：噴火警戒レベル5（噴火後）→（降灰等の状況に応じて）広域避難

（降灰厚30cmに到達する場合は甲州市への広域避難を判断）



Aを優先する理由：噴火警戒レベル「5」は、村として小規模な溶岩流及び融雪型火山泥流の発生、並びに降灰に備えて一般住民を湖東（平野地区）に避難誘導する。噴火の状況により広域避難の判断に資する情報収集も必要な状況。域内での防災対応かどうかの重要局面を極力具体化していく必要性が高いと判断し、**条件設定Aを優先し要領作成。**

山中湖村

条件 A (噴火警戒レベル5)

【市町村名 山中湖村】避難実施要領【火山名 富士山】		出典・参考	別添資料	
発出日時：令和●年●月●日 ●時●分				
1 概要				
令和●年●月●日●時●分、富士山の噴火警戒レベルが、「5」に引き上げられたことを受け、山中湖村として避難対象地域内の住民等に対して避難勧告等を発令し、村内の一時避難地への避難誘導を行う。 本要領に基づく活動の開始時、完了時には必ず、協力機関より所管課への実施報告を行う。				
2 火山現象の状況				
①時期	令和●年●月●日 ●時●分（気象庁により、噴火警戒レベル「5」に引上げ）			
②場所	火口の 特定前			
③避難に際して警戒すべき火山現象 (噴火により想定される火山現象)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に際して警戒すべき火山現象：降灰 ・噴火により想定される火山現象：溶岩流、融雪型火山泥流、降灰 			
④火山現象の状況				
⑤時期による特性	<ul style="list-style-type: none"> ・山体に積雪あり。 ・山体の風下側である。 			
⑥気象の状況	・風向：●●● 風速：●●m/s			
⑦予測される影響				
⑧防災上の留意事項等				
3 避難の対象者・誘導方針				
①避難誘導の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な溶岩流及び融雪型火山泥流の発生並びに降灰に備え、第2次および第3次避難対象エリアを対象とし、影響範囲内に居住する住民等を避難させる。避難者は山中湖東岸の交流プラザきららに一時集合させ、その後平野地区の避難所に移動頂く（避難所の振り分けは区単位とする）。 ・噴火後の降灰により通行支障を受ける避難経路を常に留意して対応にあたる：国道138号線、413号線、県道729号線 			
②避難対象地域・避難対象者	<input type="checkbox"/> 避難対象地域：山中湖村富士山火山避難計画に定める、第2次避難対象エリアの全方位避難および第3次避難対象エリアの一般住民は避難準備、避難行動要支援者は全方位避難とする。（別添1参照） <input type="checkbox"/> 避難対象者： <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者：第2～第3次避難対象エリアの方は「避難」 ・一般住民：第2次避難対象エリアの方は「避難」 第3次避難対象エリアの方は「避難準備」 ・観光客：帰宅 ・登山者：下山 			別添1
③避難対象者数	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者：第2次避難対象エリア：55名、第3次避難対象エリア：51名（別添2参照） <input type="checkbox"/> 一般住民：第2次避難対象エリア：536名、第3次避難対象エリア：728名（※上記の避難行動要支援者を含む）（別添2参照） 【参考】村の世帯当り人口（R3.1）=2.4人/世帯…㉔、村の世帯当り車の保有台数（R1）=1.61台/世帯…㉕であることを踏まえ、 ㉔避難に使われる車両の推定台数=避難対象世帯数/㉔*㉕=（536+51）/2.4*1.61=394台			別添2
④避難誘導先	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者（別添3参照） <ul style="list-style-type: none"> ・自宅→（車（避難支援等関係者、社会福祉協議会、公用車のいずれか）または徒歩）→一時避難地→（車または徒歩）→避難所（域内） <input type="checkbox"/> 一般住民（別添3参照） <ul style="list-style-type: none"> ・自宅→（自家用車または徒歩、自転車）→一時避難地→（徒歩）→避難所（域内） 			別添3

各市町村での避難実施要領への記載状況

資料-2③

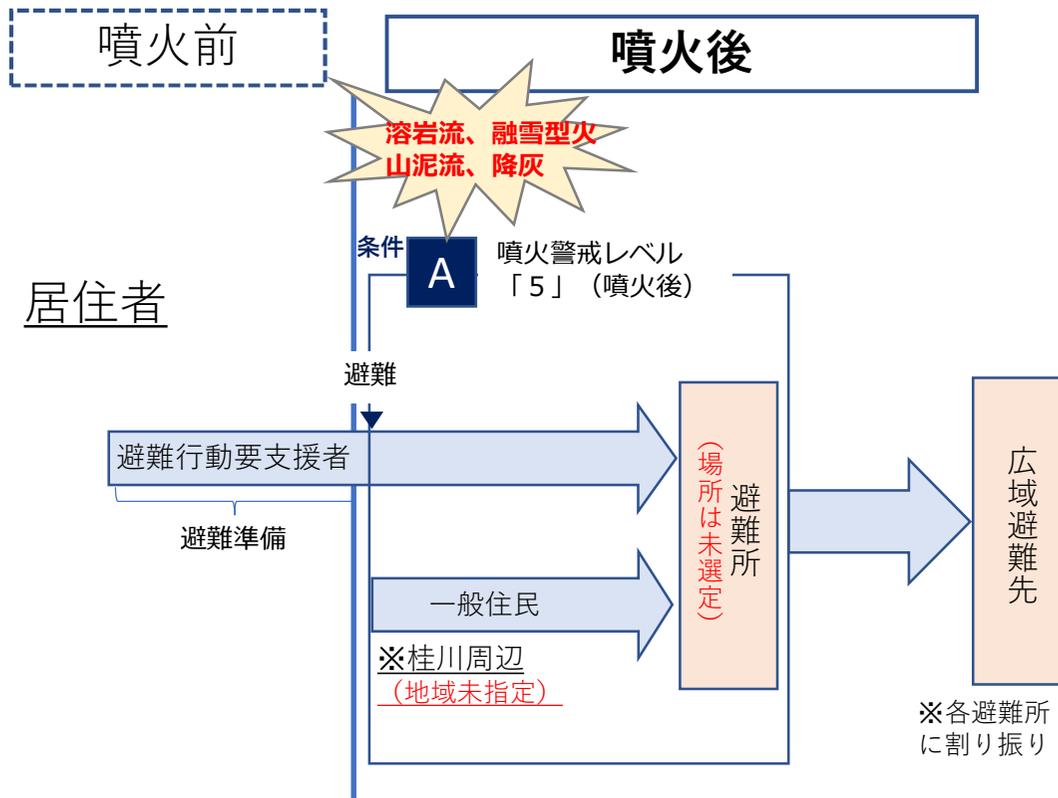
山中湖村

条件 A (噴火警戒レベル5)

⑤避難行動要支援者への対応	避難の呼びかけ(誰が): 避難支援等関係者(消防本部、消防団、警察、民生委員、児童委員、村社会福祉協議会、自主防災会(区)) 避難誘導手段(どうやって): 避難支援等関係者の乗用車、社会福祉協議会の車両、公用車 避難先(どこに): 山中湖交流プラザきらら(一時避難地) ・避難行動要支援者の名簿を各組に配布、避難支援等関係者と協議し、必要により石割の湯または協定宿泊施設に誘導。		
⑥避難開始時期	発出日時を参照		
⑦避難完了日時(予定)	・●月●日●●時までに避難所(域内)への収容を完了予定 ※●●時の時点で、火山防災協議会内で状況を共有		
4 関係機関の措置等			
①措置の概要 (関係機関の措置及び職員の出遣先等)	・一時避難地(域内): 山中湖交流プラザきらら 開設主体: ●●●● 運営主体: 村役場(総務課、福祉健康課、観光産業課、教育委員会)、施設管理者及び自主防災会等 ・避難所※組別に誘導:(別添4参照) 山中湖村コミュニティセンター 200人 石割の湯 80人 平野保育所 270人 旭日丘公民館 100人 東小学校 740人 ・協定宿泊施設: 平野旅館民宿組合、平野湖泊会、富士山中湖旅館民宿組合の協定先(別添5参照)	避難所運営マニュアル	別添4
②連絡調整先	山中湖村地域防災計画に定める、関係機関連絡網(別添6参照)	協定宿泊施設連絡先	別添5
5 避難対象者の行動(基本事項)			
①避難対象者に求める対応	<input type="checkbox"/> 自転車等の利用: 推奨する <input type="checkbox"/> 自家用車の利用: 推奨する ※独力での避難が難しい方には、「自治会」の要請に応じて役場で車両を手配するなど、臨機に対応する。		
②避難手段	<input type="checkbox"/> 公用車: 使用する(必要に応じて。避難行動要支援者の搬送要請に限定) <input type="checkbox"/> 自家用車: 山中湖交流プラザきらら(駐車可能台数 1700台)		
③避難時の留意事項	甲州市への広域避難の可能性も念頭に、避難に関する行動基準表(村)のとおり、必要な確認を平行して進める。(別添7参照)	避難に関する行動基準表	別添7
④残留者・行方不明者等への対応協力	<input type="checkbox"/> 残留者・行方不明者対応: 県、富士五湖消防本部、村消防団、富士吉田警察署、(自衛隊)等と連携し、捜索・救出班を編成して対応。 <input type="checkbox"/> 安否情報の確認体制: 防災会、消防団、民生委員・児童委員等と協力・連携して、安否情報を的確に広報・案内。		
6 情報伝達			
①避難実施要領の住民への伝達方法	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者: 避難支援等関係者(名簿保有団体)、民生委員、CATV、ラジオ <input type="checkbox"/> 一般住民: 村からは、防災無線(屋外スピーカー、個別受信機)、緊急速報メール、ラジオ、CATV、広報車、消防団による伝達。 役場内に問い合わせ窓口を設置。 自治会からは、自治会(区単位)電話連絡網(区→組→隣保組)にて伝達 <input type="checkbox"/> 観光客(別荘利用者): 防災無線(屋外スピーカー)、緊急速報メール、ラジオ、CATV、広報車、管理組織による伝達、 問い合わせ窓口の設置。		
②避難実施要領の伝達先	火山防災協議会関係機関 ・ 観光協会 ・ その他(警察駐在所、富士五湖消防本部、消防団、自衛隊)		
③職員間の連絡手段			
④協力会社・協定機関	『山中湖交流プラザきらら』管理会社、振興公社、学校、協定先団体		
⑤記者発表の対応			
7 避難実施市町村の防災体制			
①職員の動員体制	噴火警戒レベル「5」への引上げに伴い、第3配備体制に移行※地域防災計画		
②災害対策本部室	山中湖村長を本部長とする災害対策本部室を、本庁舎に設置 ※状況によって山中湖交流プラザきらら、山中湖村コミュニティセンター、平野保育所等へ本部機能を移設検討		

各市町村の避難実施要領の構成と内容（西桂町）

【第1回検討会で市町村が選択した要領】
 条件A：噴火警戒レベル5（噴火後）→最早での影響が予想される「融雪型火山泥流」に警戒した、桂川周辺の影響範囲からの一般住民の避難。また、降灰後の土石流に警戒した町内の避難行動要支援者への声掛け、避難。



＜避難実施要領の条件設定＞

A. 噴火警戒レベル「5」（噴火後）
 →噴火後の融雪型火山泥流、降灰後の土石流に警戒
 ・桂川周辺：影響範囲から避難
 ・町全域：要支援者の避難

Aを優先する理由：桂川周辺では降灰後の土石流の影響時期が最早で3時間と予想されている。影響範囲内にある桂川周辺の居住者を噴火直後より避難誘導することで、当面の安全は確保できると考え、要領作成。（溶岩流や降灰による人的被害の可能性は、融雪型火山泥流に比べると時間的猶予はある想定）

西桂町

条件 A (噴火警戒レベル5)

【市町村名 西桂町】避難実施要領【火山名 富士山】		出典・参考	別添資料
<p>令和●年●月●日●時●分、富士山の噴火に伴い噴火警戒レベルが「5」に引き上げられた。融雪型火山泥流による桂川周辺への影響、降灰後の土石流の影響が予想されることから、西桂町として避難対象地域を設定、地域内の住民等に対して避難勧告等を発令し、指定避難所（域内）への避難誘導を行う。</p> <p>避難誘導に際しては、徒歩を基本に行う。自主防災組織と連携し、桂川周辺の住民と避難行動要支援者への声掛けを行い、指定避難所までの避難を呼びかける。</p> <p>本要領に基づく活動の開始時、完了時には必ず、協力機関より所管課への実施報告を行う。</p>			
1 概要			
令和●年●月●日●時●分、富士山の噴火に伴い噴火警戒レベルが「5」に引き上げられた。融雪型火山泥流による桂川周辺への影響、降灰後の土石流の影響が予想されることから、西桂町として避難対象地域を設定、地域内の住民等に対して避難勧告等を発令し、指定避難所（域内）への避難誘導を行う。			
避難誘導に際しては、徒歩を基本に行う。自主防災組織と連携し、桂川周辺の住民と避難行動要支援者への声掛けを行い、指定避難所までの避難を呼びかける。			
本要領に基づく活動の開始時、完了時には必ず、協力機関より所管課への実施報告を行う。			
2 火山現象の状況			
①時期	令和●年●月●日 ●時●分（富士山噴火。気象庁により、噴火警戒レベル「5」に引上げ）		
②場所	火口の特定後		
③避難に際して警戒すべき火山現象（噴火により想定される火山現象）	避難に際して警戒すべき火山現象：融雪型火山泥流、（溶岩流） 噴火により想定される火山現象：降灰、降灰後の土石流		
④火山現象の状況	噴火の規模：小規模噴火		
⑤時期による特性	積雪：あり（山体のみ）		
⑥気象の状況	風向：山体（火口）の風下側		
⑦予測される影響	降灰の影響による視程の低下、積灰。降灰影響域内での土石流の発生。		
⑧防災上の留意事項等	新ハザードマップ：融雪型火山泥流の当町への最早到達時間：3時間程度（桂川付近）（別添1参照）		富士山 新ハザードマップ 別添1
3 避難の対象者・誘導方針			
①避難誘導の方針	融雪型火山泥流の到達が予想されている桂川付近の住民（避難行動要支援者を含む）を町の指定避難所へ避難させる。あわせて、降灰後の土石流の可能性に警戒し、村内（全域）の避難行動要支援者を町の指定避難所へ避難させる。		
②避難対象地域・避難対象者	<input type="checkbox"/> 避難対象地域：桂川付近 <input type="checkbox"/> 避難対象者： ・避難行動要支援者：避難（域内）※町内全域を対象 ・一般住民：避難（域内）		
③避難対象者数	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者：491名（別添2参照） <input type="checkbox"/> 一般住民：約100名（40世帯） ※上記の避難行動要支援者を除く。		避難行動要支援者地区別人数 別添2
④避難誘導先	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者 ※は地域防災計画での収容可能人数 ・中学校体育館※590人 ・きずな未来館※155人 ・いきいき健康福祉センター※145人 <input type="checkbox"/> 一般住民 ・西桂町保育所※265人		

西桂町

条件 A (噴火警戒レベル5)

⑤避難行動要支援者への対応	個別計画に則り避難誘導を実施。(個別計画が策定できていない方には自主防災組織・消防団・民生委員と連携し戸別訪問) 事前に配布している名簿を活用した安否確認を実施。(自主防災組織・消防団・民生委員へ依頼) □避難の呼びかけ(誰が): 自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、町職員、消防団 □避難誘導手段(どうやって): 避難支援等関係者の車両、社会福祉協議会の車両、公用車 □避難先(どこに): 【避難行動要支援者の避難先】 ・倉見地区 (110名): 中学校体育館 ・柿園地区 (100名): きずな未来館 ・本町地区 (30名): 中学校体育館 ・上町地区 (140名): 中学校体育館 ・下暮地地区(110名): 中学校体育館 ・一部(要介護等の指定避難所への避難が困難な方)は福祉避難所のいきいき健康福祉センターへ。 【桂川流域世帯の避難先】 ・約100名40世帯: 西桂町保育所		
⑥避難開始時期	発出日時を参照		
⑦避難完了日時(予定)	噴火から3時間以内に、避難対象地域から退去させる。 (避難完了までの所要時間の目安: 3時間以内(対象者への周知: 1時間+避難準備: 1時間+移動時間: 1時間))		
4 関係機関の措置等			
①措置の概要 (関係機関の措置及び職員の派遣先等)	【避難所運営初期職員数】 中学校体育館: 7人(総務課・企画財政課・税務住民課・産業振興課・福祉保健課) 運営主体: 西桂町 きずな未来館: 4人(教育委員会・福祉健康課) 運営主体: 西桂町 いきいき健康福祉センター: 5人(総務課・健康福祉課) 運営主体: 西桂町		
②連絡調整先	西桂町地域防災計画に定める、関係機関連絡先(別添3参照)	地域防災計画	別添3
5 避難対象者の行動(基本事項)			
①避難対象者に求める対応	防災備蓄品、常備薬、日用品等の携行、近隣への避難の呼びかけ(親戚・知人宅への避難も合わせて行う)		
②避難手段	基本は徒歩とする。 <自動車利用の際の留意事項> □公用車: 10台。避難行動要支援者の搬送要請に限定) □自家用車: やむなく利用してきた場合、中学校グラウンドを臨時駐車場とする(100台程度駐車可能)		
③避難時の留意事項	域外避難開始後の住民等との情報伝達には、防災無線(移動系)、緊急速報メール、安心安全メール、ホームページ等を使用する。		
④残留者・行方不明者等への対応協力	関係機関(富士五湖消防本部、大月警察署、陸上自衛隊第1特科隊)への協力の呼びかけ		
⑤記者発表の対応			
6 情報伝達			
①避難実施要領の住民への伝達方法	□避難行動要支援者: 個別計画に則り情報伝達を実施 (個別計画が策定できていない方には自主防災組織・消防団・民生委員と連携し戸別訪問) □桂川沿いの一般住民: 防災行政無線、安心安全メール、自主防災組織等による戸別訪問		
②避難実施要領の伝達先	火山防災協議会関係機関、町商工会、名簿配付団体(避難支援等関係者)(別添4参照)	西桂町避難行動要支援者支援制度(同意登録制度)	別紙4
③職員間の連絡手段	移動系無線、携帯電話		
④協力会社・協定機関			
7 避難実施市町村の防災体制			
①職員の動員体制	第3非常配備体制とし、役場全正職員を配備する。		
②災害対策本部	西桂町長を本部長とする災害対策本部を、本庁舎に設置。		